

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

市町村名 (市町村コード)	静岡市 (221007)
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (田中・柳新田・大岩下・安東の東・安東の西・大岩上・長沼南・長沼北・古庄・柚木・瓦場・南口・南中・南奥・有永・羽高・北一・北二・東・池ヶ谷・上足洗・沓谷・千代田・上土・川合本田・川合本村・南沼上・北沼上・則沢・銭座・瀬名川・瀬名・長尾・平山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月13日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東部地区は、平坦地においては施設野菜や露地野菜、水稻などの生産が行われているが、山間地では耕作がされていない農地も散見されている。また、地区全体として農業者の高齢化が進行しており、将来的に新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

このため、地域内の農業を担う者が、効率的で持続的な農業経営を実現し、安定した収入が得られるよう、規模拡大に繋がる農地の集積や集約、基盤整備事業の活用などについて地域全体で検討していく必要がある。

併せて、令和4年9月の台風15号による土砂崩れや排水設備の不良が未だに続いている地区もあり、農業経営に大きく影響を与えているため、それらの対応も必要となっている。

【地域の基礎データ】

認定農業者:44経営体(個人40経営体、法人4経営体) 主な作物:施設野菜、露地野菜、水稻、柑橘など

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進していき、農業法人等の参入を視野に入れつつ、地域内の農業を担う者を地域内に限らず確保していくことで東部地区の生産基盤の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	761.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	761.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
 ⑦市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。

